

郡山市と多面的機能支払交付金活動組織との「田んぼダム」事業に関する協定書

郡山市（以下「甲」という。）と多面的機能支払交付金活動組織「河内故郷つくる会」（以下「乙」という。）とは、次のとおり「田んぼダム」事業に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の相互の緊密な連携と協力のもと、近年、増加傾向にある集中豪雨に備え、一級河川逢瀬川流域の水田において水田の多面的機能を適切に維持・管理するための支援を行い、一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」の機能強化及び普及拡大を通じて、浸水被害の軽減に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 「田んぼダム」による多面的機能（貯留機能）強化・維持管理の支援に関すること。
- (2) 「田んぼダム」による浸水被害軽減の効果確認に関すること。
- (3) 「田んぼダム」普及拡大に配慮すべき条件整理に関すること。
- (4) その他、本協定の目的遂行上必要な事項に関すること。

（実施内容等）

第3条 本協定に基づく具体的取組みの内容及び実施方法については以下のとおりとする

- (1) 甲は乙に対して、「田んぼダム」による水田の多面的機能（貯留機能）を適切に維持・管理するための資材について予算の定める範囲内で支給する。
- (2) 乙は、前項で支給を受けた資材について適切な設置及び管理を行い、「田んぼダム」による多面的機能（貯留機能）の効果発揮に努める。
- (3) 甲及び乙は、「田んぼダム」に関する効果検証、アンケート調査、普及活動等の「田んぼダム」推進に向けた取組みに関して相互連携・協力する。
- (4) 上記のほか、甲及び乙が協議により決定した本協定の目的を達成するために必要であると認められた取組みの内容及び実施方法とする。

（事故防止等）

第4条 乙は、本協定に基づく事業等を実施する際、事故が発生しないよう十分な対策を講ずるものとする。

- 2 事業の実施中に事故が発生した場合は、乙においてその解決にあたるものとし、甲はその責を負わないものとする。
- 3 事業の実施中に営農上の障害が発生した場合も前項同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の3か月前までに、甲から乙に対して、又は乙から甲に対して何ら申出も無い場合には、協定は自動的に更に1年間延長されるものとして以降同様とする。

（協議事項）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲及び乙は誠意を持って協議し、円満に解決するものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、記名押印の上、甲と乙は各1通を所持するものとする。

令和3年11月19日

甲 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市

郡山市長 品川 万里



乙 福島県郡山市逢瀬町河内

多面的機能支払交付金活動組織「河内故郷つくる会」

会長

